

令和7年度第2回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会質疑応答

【議題】

- ・令和8年度京都市国民健康保険事業（案）について
- ・国民健康保険料の賦課限度額の改定について【諮問事項】
- ・国の制度改正についてに係る質疑応答

松田会長

まず、保険料改定の考え方について確認させていただきたい。

令和6年度の収支不足67億円を5年間で保険料に反映させていくという考えが示されており、令和7年度と8年度で14億円ずつ反映させている。このことから、残り39億円を令和9年度から3年間で、13億円ずつ保険料改定されるということが前提となっているが、京都府から示される納付金額が下がれば、保険料も下がる可能性があるのか。

田坂課長

ご認識の通り、令和6年度の収支不足の段階的解消分で残る39億円を、令和9年度から3年間にわたり13億円ずつ保険料に反映させることは、保険料の増加要因になる。一方、京都府から示される1人当たり納付金が前年度より減少した場合、保険料の減少要因となる。仮に1人当たり納付金の減少による影響額が13億円以上であれば、保険料が下がる可能性もある。

松田会長

また、資料1の9ページについて、従来分の納付金の減少額は14億円である一方、被保険者数が減少していることから、1人当たり納付金の増減等による保険料への影響は7億円になると補足説明があったが、こうした内容についても資料に記載していただきたい。

田坂課長

先程、補足で説明させていただいた通り、従来分の納付金総額は14億円減少しているが、そのまま保険料の影響額になるのではない。被保険者の減による納付金の減少だけでは保険料には影響せず、それ以上に減少すれば、保険料の減要素となる。ご指摘を踏まえ、今後分かりやすい説明を検討させていただきたい。

松田会長

このほか御質問や御意見があれば、挙手をお願いしたい。

岸本委員

今回の賦課限度額の引上げによって、どの程度の所得の方に影響があるのか。また、都道府県単位で保険料水準の統一を目指しているとの説明があったが、統一された場合、京都市の負担は増えることになるのか。

田坂課長

まず、賦課限度額の引上げによる影響について、今回改正対象となる医療分の保険料において、最高限度額67万円に達するのは、給与収入が約983万円以上の世帯で、全体の約1.68%と見込んでいる。

また、都道府県単位で保険料水準を統一するにあたり、保健事業や健診事業の財源を保険料にどの程度反映するかなど、保険料算定の細かいルール作りに向けた協議を行う。そこで決まったルール次第で保険料が変わることから、現時点で

は京都市の保険料が増減するかお答えすることは困難である。

岸本委員 今後の協議会で、保険料水準の統一に向けた協議の状況を適宜報告していただきたい。

また、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度について、京都市が独自に徴収するものではなく、国の施策であることを、しっかり広報していただきたい。

山口委員 子ども・子育て支援金制度については、現時点で被保険者に周知されているのか。今後、どのような広報を予定しているのか。

田坂課長 現時点では広報等は行っていない。

今後は、国保加入全世帯に対して6月上旬に送付する広報誌「こくほだより」や、窓口で制度説明に使用している「国保ガイド」のほか、6月の当初賦課通知に子ども・子育て支援金制度の趣旨や保険料について説明を記載する予定としている。

山口委員 子ども・子育て支援金制度は令和8年度から10年度にかけて導入されるとのことであるが、保険料も増加していく見込みなのか。

田坂課長 国全体で、各保険者に賦課する支援金の総額が令和8年度に0.6兆円、令和9年度に0.8兆円、令和10年度には1兆円規模になると示されている。子ども・子育て支援分の保険料もそれに比例して増えると思込まれる。

山口委員 保険料水準の統一について、京都市は1人当たりの保険料が府内15市の平均と比較して低いため、統一後には保険料が増える可能性があるのではないか。

田坂課長 先ほどご説明した保険料算定のルール次第であるが、例として、現在、京都市は被保険者への手厚い財政支援を行っているのに対して、統一後のルールで現状より低い水準の財政支援となれば、保険料が上がる可能性もある。

山口委員 保険料水準の統一や子ども・子育て支援分の保険料など、今後の保険料負担が増えていくと思われることについては事前に周知し、被保険者が予見できるようにしていただきたい。

沼田委員 子ども・子育て支援分の周知広報にあたっては、国保だけ負担が増えると誤解されないよう、他の医療保険でも負担増となることをお伝えいただきたい。

また、1人当たり医療費が増加する中で、医療費と保険料との伸びの差を縮小していく一方、保険料の伸びを抑制するために、京都市が「健康長寿のまち・京都」といった健康づくりや、医療費適正化に取り組んでいることも周知していた

だきたい。

田坂課長　　ご指摘いただいた通り、子ども・子育て支援金制度については、社会全体で子育て施策を支えていくという趣旨であるため、その点について分かりやすく広報したい。

嶋村委員　　医療費の伸びの背景には医療の高度化があるが、医療費が高くなったからと言って医療機関の利益に繋がっているのではない。また、消耗品や機材を購入するにあたり消費税を支払っているが、医療費は非課税のため、医療機関の負担となっている現状を合わせてお伝えしたい。

また、高額療養費の制度改正について、これまで1か月ごとの上限が設定されていたが、令和8年度からは年間上限が増え、令和9年度は所得区分が細分化されるなど、非常に分かりづらい内容になっている。被保険者に分かりやすい周知広報を行っていただきたい。

田坂課長　　ご意見を踏まえ、被保険者の方々にご理解いただけるよう工夫して周知広報を行ってまいりたい。

谷口委員　　嶋村委員の意見と重なるが、医療の高度化で医療費が増加していると言われるが、これまでは治療できなかった病気が高度医療で治療できるようになり、それに対して非常に高額な医療費がかかっているということであり、地域の開業医の医療が高額化しているわけではない。

また、保険料水準の統一については、府内北部地域では医療を受けるために何キロも離れた病院へ行かなければならないなど医療機関の数やアクセスに大きな差がある。こうした中で、同じ所得であれば同じ保険料という制度は受け入れがたいのではないか。保険料水準の統一の前段階として、府内の医療アクセス格差を是正するよう府や国に求めていく必要がある。

田坂課長　　京都府で保険料水準の統一に向けた議論が進まない要因の一つとして、ご指摘のとおり、医療アクセスの差がある中で同じ保険料を負担することに対する理解が得にくいという点がある。

国・府において医療アクセスを充実していただく一方で、府内でも統一に向けた議論を進めるため、他の市町村と協議を進めていきたい。

地野委員　　資料について、予算を編成する側の視点で作成されていると感じる。被保険者の目線で分かりやすい資料作成をお願いしたい。

松田会長　　その他に、何かご意見及びご質問はあるか。

「国民健康保険料の賦課限度額の改定について」は、諮問事項であるため、取扱いについてお諮りしたいが、いかがか。

(委員から意見なし)

松田会長 それでは、賦課限度額の改定について了承することよろしいか。

(委員から異議なし)

松田会長 答申については、少しお時間をいただき、私の方で答申案を作成して、皆様にお諮りさせていただきたいと思う。答申案を作成する間、協議会は10分程度休憩とする。

(休憩・答申案作成)

松田会長 協議会を再開する。お手元に、答申案を配布させていただいた。
今回、多くの委員から被保険者に対して丁寧な周知広報を求める意見があったため、付帯意見として付している。それでは、事務局から読み上げていただく。

司 会 (答申案読上げ)

松田会長 答申案について、ご意見等がなければ、本案を本協議会の答申とさせていただいてよろしいか。

(委員から異議なし)

松田会長 異議がないようなので、私から副市長に提出する。

(副市長に答申書提出)

吉田副市長 この答申の内容及び本日の議論の内容を踏まえ、今後の保険事業の円滑な運営に努めてまいりたい。特に付帯意見のとおり、被保険者の皆様への周知広報については、制度の趣旨が伝わるように説明を工夫してまいりたい。

松田会長 答申の提出も終了した。令和8年度京都市国民健康保険事業案については了承することとしたいが、いかがか。

(委員から異議なし)

松 田 会 長

それでは、令和8年度京都市国民健康保険事業案を了承する。

松 田 会 長

以上で、本日の議題は終了となる。